

平成十一年厚生省令第四十五号

社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係

業務に係る財務及び会計に関する省令

介護保険法(平成九年法律第百二十三号) 第百六十六条第二項及び第三項並びに第百七十七条の規定に基づき、社会保険診療報酬支払基金の介護保険関係業務に係る財務及び会計に関する省令を次のように定める。

(経理原則)

第一条 社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)は、介護保険法(平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。)第百六十条第二項に規定する介護保険関係業務(以下「介護保険関係業務」という。)に係る財政状態及び経営成績を明らかにするため、財産の増減及び異動並びに収益及び費用をその発生の事実に基づいて経理しなければならない。

第二条 法第六十四条の特別の会計(以下「介護保険特別会計」という。)においては、貸借対照表勘定及び損益勘定を設け、貸借対照表勘定においては資産、負債及び資本を計算し、損益勘定においては収益及び費用を計算する。

第三条 支払基金は、介護保険特別会計の経理を明確にするため、次に掲げるところにより経理を区分し、それぞれについて貸借対照表勘定及び損益勘定を設けるものとする。

一 法第五十条第一項に規定する医療保険者からの介護給付費・地域支援事業支援納付金(以下「納付金」という。)の徴収並びに市町村に対する法第一百一十五条第一項に規定する介護給付費交付金及び法第一百一十六条第一項に規定する地域支援事業支援交付金(以下「交付金」という。)の交付に係る経理

第四条 予算総則には、収入支出予算に関する総括的規定を設けるほか、次に掲げる事項に関する規定を設けるものとする。

一 第八条第二項の規定による経費の指定
二 第九条第一項に掲げる業務に関する経費の指定
三 法第六十八条第一項の規定による長期借入金の借入れの限度額

第五条 予算の内容

第三条 介護保険特別会計の予算は、予算総則及び収入支出予算とする。

(予算総則)

第六条 支払基金は、法第六十五条前段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

(予算の添付書類)

二 第九条第一項に掲げる業務の規定による長期間の指定
三 法第六十八条第一項の規定による長期借入金の借入れの限度額

四 その他予算の実施に関し必要な事項

(収入支出予算)

第五条 収入支出予算は、第二条第二項の規定により区分した経理ごとに勘定を設け、収入にあつてはその性質、支出にあつてはその目的に従つて区分するものとする。

第六条 支払基金は、法第六十五条後段の規定により予算について認可を受けようとするときは、申請書に次に掲げる書類を添付して厚生労働大臣に提出しなければならない。

(予算の添付書類)

（予算の繰越し）

第九条 支払基金は、予算の実施上必要があるときは、支出予算の経費の金額のうち当該事業年度内に支出決定を終わらなかつたものを翌事業年度に繰り越して使用することができる。ただし、予算総則で指定する経費の金額については、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けなければならぬ。

第十一条 法第六十六条第二項の事業報告書に

は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 事業内容、職員の定数及びその前事業年度との比較

二 役員の定数並びに各役員の氏名、役職、任期及び経歴

三 その事業年度及び過去三事業年度以上の事業の実施状況(第十条第一項の事業計画及び同条第二項の資金計画の実施の結果を含み、借入金があるときはその借入先、借入れに係る目的及び金額を含み、財政投融资資金を受け入れているときはその受け入れに係る目的及び金額を含む。)

四 介護保険関係業務の一部の委託を受け、又は介護保険関係業務に関連する事業を行つてゐる一般社団法人又は一般財團法人その他の団体(会社を除く。)であつて、支払基金が出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて財務及び事業の方針に係る決定を支配し、又はそれらに対しても重要な影響を与えることができるもの(以下この条及び第十五条において「関連一般社団法人等」という。)と同一の名称、事務所の所在地、基本財産に相当するものを含む。第十五条において「関連一般社団法人等」という。)を有するときはその額、事業内容、役員の人数、代表者の氏名、職員数及び支払基金との関係

五 支払基金と関連一般社団法人等との関係の概要(当該関係を示す系統図を含む。)

六 支払基金が対応すべき課題(介護保険関係業務に係るものに限る。)

明らかにした報告書により、翌月末日までに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

(事業報告書)

明瞭にした報告書により、翌月末日までに、厚生労働大臣に報告しなければならない。

(決算報告書)

